

3号に掲げる汚泥の焼却施設、第5号に掲げる廃油の焼却施設、第8号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設及び第13号の2に掲げる産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

(これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、感染性産業廃棄物

5 申請年月日

令和5年6月22日

6 申請書等の縦覧場所並びに縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧場所

富山市新桜町5番3号 富山県生活環境文化部環境政策課

砺波市栄町7番3号 砺波市福祉市民部市民生活課

(2) 縦覧の期間及び時間

令和5年9月8日（金）から令和5年10月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、富山県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年10月23日（月）

(2) 提出先

富山市新桜町5番3号

富山県生活環境文化部環境政策課（郵便番号 930-0005）

(3) 意見書の記載事項等

意見書には、氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

富山県告示第341号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 本町高木出線	砺波市庄川町青島字丸島 152番3から	変更前		最大 16.7 最小 6.9	88.1	砺波土木 センター
	砺波市庄川町青島字丸島 154番2地先まで	変更後		最大 16.7 最小 9.2	88.1	

富山県告示第342号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 本町高木出線	砺波市庄川町青島字丸島 152番3から 砺波市庄川町青島字丸島 154番2地 先まで	令和5年9月8日	砺波土木 センター

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 5 年 8 月 21 日から令和 5 年 12 月 20 日まで

3 作業地域

南砺市遊部ほか 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、富山農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年8月7日から令和6年1月26日まで

3 作業地域

富山市婦中町羽根ほか 地内

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年7月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月8日

富山県監査委員	山崎	宗良
富山県監査委員	亀山	彰
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

					監査年月日	
生活環境文化部	県	民	生	活	課	令和5年7月19日
同	文	化	振	興	課	令和5年7月18日
同	環	境	政	策	課	令和5年7月18日
同	自	然	保	護	課	令和5年7月19日
同	環	境	保	全	課	令和5年7月19日
同	ス	ポ	ー	ツ	振興課	令和5年7月18日
厚生部	高	齢	福	祉	課	令和5年7月28日
同	こ	ど	も	家	庭室	令和5年7月26日

監査対象箇所		監査年月日
厚生部	健康対策室	令和5年7月24日
同	中央病院	令和5年7月5日
同	リハビリテーション病院 ・こども支援センター	令和5年7月5日
商工労働部	商工企画課	令和5年7月26日
同	地域産業支援課	令和5年7月28日
同	立地通商課	令和5年7月28日
同	労働政策課	令和5年7月26日
土木部	流域下水道	令和5年7月20日
同	富山港事務所	令和5年7月27日
出納局	富山出納室	令和5年7月6日
同	魚津出納室	令和5年7月12日
企業局	企業局	令和5年7月20日
教育委員会	教育企画課	令和5年7月24日
同	生涯学習・文化財室	令和5年7月21日
同	教職員課	令和5年7月21日
同	県立学校課	令和5年7月21日
同	小中学校課	令和5年7月24日
同	保健体育課	令和5年7月20日
同	県民生涯学習カレッジ本部	令和5年7月20日

(2) 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等につ

いて、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈指摘事項〉〉

- ア 補助金の支出で多額の誤りがあった。（高齢福祉課）
- イ 工事中の事故による損害賠償があった。（流域下水道）
- ウ 労働災害事故による損害賠償があった。（教職員課）

〈〈注意事項〉〉

- ア 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。
- イ 収入科目を誤っているものがあった。
- ウ 特殊勤務手当の支給に誤りがあった。
- エ 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。
- オ 過年度支出が生じた。
- カ 支払が遅延しているものがあった。
- キ 支出金額を誤っているものがあった。
- ク 工事契約において、契約締結方法等が適正でないものがあった。
- ケ 専決規定に違反しているものがあった。
- コ 改修工事の設計積算に誤りがあった。
- サ 交通事故による損害が生じた。
- シ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。
- ス 基金管理簿が作成されていなかった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

公益財団法人富山県文化振興財団
公益財団法人環日本海環境協力センター

監 査 年 月 日

令和5年7月5日

令和5年7月10日

株式会社富山岸グリーンサービス	令和5年7月26日
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	令和5年7月27日
一般財団法人富山県勤労者信用基金協会	令和5年7月13日
公益財団法人富山県建設技術センター	令和5年7月6日
富 山 県 道 路 公 社	令和5年7月10日
伏木富山港港湾運送事業協同組合	令和5年7月10日
公益財団法人富山県下水道公社	令和5年7月6日

(2) 監査対象年度

令和4年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 指定管理施設の修繕に係る経費に関する協定書の規定が守られていなかった。
- イ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- ウ 専決規定に違反しているものがあった。
- エ 契約書に基づく必要な手続きを経ることなく委託料の支払いを行っていた。